

平成 24 年度税制改正に関する重点要望事項

平成 23 年 7 月
日本税理士会連合会

1. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の 10%課税制度は即時に廃止すること。(建議項目 12)

交際費であっても事業活動に必要なものは金額の多寡にかかわらず損金算入されるべきであり、金額基準などにより形式的に交際費等かどうかを判断すべきものではない。交際費等の範囲を見直し、例えば、社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とするなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすべきである。

2. 役員給与の損金不算入規定のあり方を見直すこと。(建議項目 9)

平成 18 年 5 月に施行された会社法は、利用者の視点に立った規律の見直し、会社経営の機動性・柔軟性の向上、会社経営の健全性の確保等を理念として、会社に関する各種制度の見直しが行われたものである(法務省民事局)。そして、役員報酬及び賞与は役員給与として包括的に規定され、会計上も職務執行の対価として費用性を認めている。これに対して、法人税法では恣意性と利益調整を排除する観点から、役員給与を原則損金不算入とし、損金の額に算入される役員給与を①定期同額給与②事前確定届出給与③利益連動給与に限定している。会社法と法人税法の理念や目的が必ずしも一致するものではないが、両者の規定ぶりには相当の乖離があり、国内企業がより発展するためにも、役員給与のあり方は根本的に見直されるべきである。

役員給与については原則として損金の額に算入されるものとし、損金の額に算入されないものを包括的又は限定的に法令に規定すべきである。

3. 消費税のあり方について次のとおり見直すこと。

(1) 消費税の基準期間制度を廃止すること。(建議項目 19)

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても納税義務が生じたりするような不合理な現象が生ずる。また、免税事業者が課税事業者を選択する場合の届出書の効力発生時期は、提出日の属する課税期間の翌課税期間以降であり、常に 1 年ないし 2 年先の状況を予測しなければならない。この判断をすべての中小事業者に求めるには無理がある。したがって、基準期間制度による弊害を解決するために、その課税期間における課税売上高が 1,000 万円を超えていれば原則として課税事業者となるようにし、1,000 万円以下であれば申告を行うかどうかを選択できる制度とすべきである。

(2) 仕入税額控除に係る帳簿等への記載要件を緩和すること。(建議項目 21)

仕入税額控除が認められるためには、記載要件を満たした帳簿及び請求書等を保存することが要件となっているが、記載事項が多く、納税者に過重な事務負担を求めることとなっている。

現在普及している記帳制度の下においては、帳簿と請求書等の突合が容易であり、帳簿への記載要件を緩和しても、要件を満たした請求書等の保存により課税仕入れの事実の検証は可能である。

したがって、課税の公平と事務負担の均衡を考慮して、例えば、取引の内容が検証できる請求書等が保存されており、かつ、その請求書等が税務調査時に提示される場合には、必要な記載を満たした帳簿が保存されているものとして取り扱われるような規定等が設けられるべきである。

(3) 単一税率を維持すること。(中期的な視点からの検討課題)

税率の引上げは逆進性を増幅させることになるため、特定の品目には軽減税率を適用すべきであるという意見がある。一方、軽減税率導入すなわち複数税率化は、特定の物品やサービスに対する恩典を与えることになり政治的恣意性の介入に繋がり、かつての物品税と同様の不公平が生じるという意見もある。さらに、軽減税率の減収分が標準税率に転嫁されることや、納税義務者の事務負担が増大するなどの問題もある。ま

た、逆進性の排除のために、年収が一定以下の者に生活必需品等に係る消費税相当額を所得税において還付するという案も提唱されている。

このように、税率引上げと逆進性緩和は一体として議論されるが、消費税の税率構造を検討するに当たり、多くの軽減税率を持つ EU においては税率構造の簡素化のための努力が行われてきたことや、IMF が日本の消費税を最も良くデザインされた付加価値税制と評していることも忘れてはならない。消費税率引上げの際の税率構造と仕入税額控除方式については、さらなる慎重な議論が必要であり、少なくとも当面は単一税率を維持すべきである。

4. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。(建議項目 3)

平成 16 年度税制改正により、十分な議論と周知期間がないままに、土地建物等の譲渡損益は他の所得との損益通算・繰越控除が認められなくなった(一定の要件のもと居住用財産については存置)。現行の損益通算規制では、譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の所得の損失について損益通算が認められないため、担税力がない場合でも課税される。また、事業用土地と事業収益は一体であるが、事業の赤字を事業用土地の売却で補填する場合には資金繰りに支障が生じる。なお、居住用財産の譲渡損失は、生活基盤を支える基本的資産の価値の下落による損失が譲渡により顕在化したものであるから、住宅借入金等による買換えや住宅借入金等の残高などの要件を撤廃し、居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めるべきである。

5. 青色申告者の純損失の繰越控除期間等を延長すること。(建議項目 6)

青色申告書を提出した年分の純損失については、現在 3 年間の繰越控除期間が設けられている。当初の平成 23 年度税制改正法案によると、青色申告法人の欠損金の繰越控除期間が 7 年から 9 年に延長され、増額更正及び減額更正並びに更正の請求に係る期間が 5 年で統一されることとなっている。これらの期間と比較すると、青色申告者の純損失の繰越控除期間が 3 年であることは均衡を失っている。したがって、青色申告者の純損失の繰越控除期間を少なくとも 5 年に延長すべきである。また、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間及び雑損失の繰越控除期間も併せて延長すべきである。

6. 一時損金又は必要経費算入の少額減価償却資産の取得価額基準を 30 万円未満に引き上げること。(建議項目 13)

中小企業者には少額な減価償却資産について取得時に 3 つの制度が併存している。すなわち、

- ① 取得価額が 10 万円未満の少額減価償却資産は一時に損金又は必要経費算入
- ② 取得価額が 20 万円未満の少額減価償却資産については 3 年間にわたって損金又は必要経費算入する一括償却資産制度の選択
- ③ 取得価額が 30 万円未満の減価償却資産については平成 24 年 3 月までの特例制度として年間の損金又は必要経費算入の上限を 300 万円として全額損金又は必要経費算入

これらの規定を整理・簡素化し、少額減価償却資産の取得価額基準を 30 万円未満に引き上げるべきである。

7. 全ての市区町村に対して電子申告が可能となるように早急に整備を図ること。(中期的な視点からの検討課題)

現在、全ての税務署及び全ての都道府県に対する電子申告は、実現されているが、市区町村に対する電子申告については、1750 市区町村のうち、1062 市区町村しか実現されていない(平成 23 年 4 月 1 日現在)。

電子申告の利便性の観点から、全ての市区町村に対して電子申告が出来るように早急に整備すべきである。

8. 国税通則法の改正は、早期に成立すること。(5/19 要望)